

声 明

12月25日最高裁判所第3小法廷は、豊栄郷清掃施設処理組合発注のごみ焼却炉談合追及住民訴訟において、日立造船(株)の上告棄却の決定をなした。

この決定により、日立造船(株)に4892万5000円及びこれに対する平成9年2月12日から支払い済みまで年5分の遅延損害金の支払いを命じた、本年8月29日の東京高等裁判所の判決が確定した。

これは、談合を許さない県民・市民の勝利である。

全国の裁判所に係属中の一連の同種訴訟においては、最高裁が平成19年4月24日同種事件について業者の上告2件を退ける決定をするなど、原告住民勝訴の判決が相次いでいるところ、本判決は、その流れを引き継ぎ、談合根絶に向けた司法の厳格な姿勢を示したものであり高く評価する。

日立造船(株)は、自らの社会的立場を考えれば、談合を深く反省し、談合からの決別を毅然と決意すべきである。

また、豊栄郷清掃施設処理組合管理者(新潟市長)は、この間、専ら傍観者的立場に終始し、自らの責任で日立造船(株)に対する損害賠償の請求を一貫して怠ってきた(但し、アリバイ的に前記東京高等裁判所判決後、内容証明郵便にて請求したが)。

こうした、談合に対する自治体の消極的・日和見的な姿勢が、談合を蔓延させる背景にあり、問題の解決を長引かせているのである。談合による最大の被害者は誰か。それは、納税者たる県民・市民である。自治体の談合根絶にむけた姿勢と実効ある取り組みを改めて強く求めるものである。

私たちは、今後とも税金の適正な使用を求める住民の立場から、談合の根絶に向けて努力していく所存です。

2007年12月28日

原 告	佐 藤	賢
弁護団代表	大 澤	理 尋
新潟市民オンブズマン代表	小 淵	真 史